



平成 28 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社サーラコーポレーション  
代 表 者 名 取締役社長 神 野 吾 郎  
(コード番号 2734 東証・名証第一部)  
問 合 せ 先 総務部総務グループ  
マネージャー 武 川 裕 樹  
(TEL. 0532-51-1182)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 14 日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 16 日開催予定の第 14 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等を除く取締役及び社外監査役ではない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部変更を行うものであります。なお、定款第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条(条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 29 条～第 36 条(条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 29 条～第 36 条(現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 37 条(条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第 37 条(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 2 月 16 日(火)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 2 月 16 日(火)

以 上